

独立行政法人水資源機構分任契約職
木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一
(公印省略)

見積依頼書

- 1 件 名 蜂屋調整池外堤体変位観測業務
2 施 行 場 所 岐阜県美濃加茂市山之上町地内他
3 工 期 契約締結の翌日から令和8年3月16日まで
4 内 容 等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行ますので入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積書等
- 1)様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで押印が省略できる。
- 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに扱りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
- 3)提出期限 令和8年1月28日 12:00まで
- 4)提出先 独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 経理課 担当者
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482
- 5)質問書 令和8年1月22日 12:00まで
※質問の回答については、令和8年1月26日までにHPに掲載します。
- 6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和8年1月28日 16:00までとします。
- 7)その他
- ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
- ②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 3 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 4 その他
- 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2)受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

蜂屋調整池外堤体変位観測業務

特記仕様書

令和8年1月

独立行政法人水資源機構

木曽川中下流用水総合管理所

第1章 総 則

第1節 適 用

1-1 適 用

この特記仕様書は、独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)が別に定める測量調査等業務共通仕様書(令和6年4月)(以下「共通仕様書」という。)に優先して「蜂屋調整池外堤体変位観測業務」(以下「本業務」という。)に適用する。

第2節 業務内容

2-1 業務場所

岐阜県美濃加茂市山之上町地内他

2-2 業務概要

本業務は、蜂屋調整池及び上飯田調整池における堤体変位観測等を行い、測定結果及び経年変化を整理した報告書を作成するものである。

堤体変位量測量 1式

沈下量測量 1式

報告書作成 1式

第3節 履行期間

履行期間は、雨天、休日等を含み、契約締結の翌日から令和8年3月16日までとする。なお、休日等には、日曜日及び祝日のほか、履行期間内の全土曜日を含んでいる。

第4節 業務数量

業務数量は、別添「数量総括表」のとおりである。

第5節 管理技術者

本業務の管理技術者は、(1)と同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、管理技術者を変更できるのは、病休・死亡・退職等極めて特別な場合に限り、病気等特別な理由のためやむを得ず管理技術者を変更する場合は、監督員の承諾を得て、(1)と同等の能力と経験を有する技術者を配置しなければならない。

(1)測量士

第6節 提出書類

業務実績の登録については、業務実績情報サービス（TECRIS）、又は農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に登録するものとする。（TECRIS及びAGRISの両方へ登録することも可）。

なお、AGRISに登録する場合は、共通仕様書第1編第1章第11節第3項に変え、以下による。100万円未満の業務の登録については、監督員の承諾を得ること。

受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務等について、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、請負・変更・完了・訂正時に業務実績情報として業務実績データを作成し、監督員の確認を受けたうえ、請負時は契約後15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日

以内に、完了時は業務完了後 15 日以内に、訂正時は適宜登録機関（社団法人農業農村整備情報総合センター）に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の「業務実績登録の受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

第 7 節 打合せ等

本業務で行う打合せは、次の区切りにおいて行うものとし、回数は 2 回以上とし、原則として管理技術者が出席するものとする。

打合せ場所は、岐阜県美濃加茂市森山町 4-9-20（木曽川中下流用水総合管理所 美濃加茂管理所）とする。

- (1) 業務着手時
- (2) 成果物納入時

第 8 節 資料の貸与および返却

1. 本業務の貸与資料は、次のとおりである。
 - (1) 蜂屋調整池外堤体変位観測業務 報告書（令和 7 年 3 月）
 - (2) その他、監督員が必要と認めた資料
2. 受注者は、本業務を実施するに当たり、上記 1. に定める以外の資料が必要となつた場合は、監督員と協議するものとする。

第 9 節 土地への立入り等

土地への立入り等については、共通仕様書に定めるほか、次の事項に留意しなければならない。

1. 受注者は、土地への立入りに当たっては、あらかじめ監督員の了解を得るものとする。
2. 受注者は、現地踏査等における立木等の伐採及び踏み荒らし等には十分に注意し、極力なくすよう努めなければならない。
3. 受注者は、監督員の認めた以外でむやみに障害物を伐採損傷等した場合には、受注者の責任において処理するものとする。

第 10 節 成果品の提出

10-1 電子納品

1. 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領 令和 6 年 3 月：国土交通省」（以下「要領」という。）（URL：http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/）に基づいて作成した電子データを指す。
2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で 2 部提出する。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【業務編】（令和 6 年 3 月：国土交通省）」（http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/）を参考する。

- ed.go.jp/cri_guidline/)に基づき行うものとし、業務着手前に「事前協議チェックシート（調査設計業務用）」を用いて監督員と協議するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

10-2 成果品の提出

1. 受注者は、成果品の提出に当たっては、電子データと「技術情報インデックスファイル」を電子媒体で提出するものとする。
なお、「技術情報インデックスファイル」の様式は水資源機構ホームページに掲載しているので、記入内容等については監督員から指示を受けること。
2. 受注者は、次の成果品を提出するものとする。
(1) 電子媒体(CD-R 又は DVD-R) 1式(2部)

第 11 節 設計変更等

設計変更等については、共通仕様書第1編第1章第22節から第25節に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木設計業務等変更ガイドライン（平成27年11月）」（独立行政法人水資源機構）による。

第 12 節 下請負

受注者は、業務の一部を下請負に付することを予定している場合は、予定している下請負業者名、下請負範囲及び概算金額を明示した下請負予定表を事前に監督員に提出しなければならない。

なお、受注者は、下請負予定表に大きな変更又は追加の必要が生じた場合は、その都度監督員に提出しなければならない。

第 13 節 履行報告

受注者は、共通仕様書第1編第1章第35節「履行報告」に基づき、業務履行報告書を作成し、監督員に提出するものとする。

第 14 節 ウィークリースタンス

1. 監督員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の取組みに努めるものとする。
ウィークリースタンスとは、業務を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することで業務環境の改善を図ることであり、取組内容は次のとおりとする。
 - (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（又は連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（又は連休前）に依頼をしない。）
2. 初回打合せにおいて、受発注者間で取り組み内容を定めて、決定した内容は打合せ記録簿に整理のうえ、受発注者間で共有するものとする。
3. ウィークリースタンスの取組みは、業務の進捗に影響を及ぼさない範囲で実施するものとし、災害対応等の業務上緊急の事態が発生した場合には、受発注者間で対応について協議するものとする。

第15節 情報共有システムの活用

1. 本業務は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象業務である。
2. 受注者は、本業務で使用する情報共有システムについては次の要件を満たすものを選定すること。
 - ・業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev. 1.7)
3. 監督員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督員の確認を得た上で決定する。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える事
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処理を行う事
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる事

第16節 参考資料等の取扱い

設計図書配布時に提示する参考資料（又は参考図）は、入札参加者の適正、迅速な見積り、受注者の設計変更業務等の容易化に供するための資料として示すものであり、「設計図書」ではない。

第17節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第2章 業務内容

第1節 業務概要

機構が管理する蜂屋調整池及び上飯田調整池における堤体変位量（X, Y 座標）・沈下量（h）の観測を行い、とりまとめ及び経年変化状況の整理を行うものである。

第2節 作業条件等

観測点は既存の鉢にて行うことから、踏査選点の必要はない。

現地に支障となる立木等はないため、伐採の必要はない。

堤体変位量測量及び沈下量測量ともに、成果検定の必要はない。

観測時の観測点の状況確認を行い、写真を撮影する。

第3節 堤体変位量測量

下表に示す観測点をトータルステーション等にて座標値を測定し、水平変位量を整理する。測定は4級基準点測量とする。座標は任意座標であり、参考図に示す固定点（各調整池2点）を参照する。観測回数は蜂屋調整池・上飯田調整池ともに1回とする。

なお、蜂屋調整池測点No.2及び上飯田調整池観測点No.7は通常水没しており、観測対象としていない。

| 場所 | 内 容 | 点数 | 観測点 | 固定点(任意座標) |
|--------|---------|----|---------------------|-----------------------|
| 蜂屋調整池 | 水平変位量 | 9点 | No.1, 3, 4, 5, 6, | 左岸 K1(500, 500) |
| | 4級基準点測量 | | 7, 8, 9, 10 | 右岸 K2(765. 122, 500) |
| 上飯田調整池 | 水平変位量 | 6点 | No.1, 2, 3, 4, 5, 6 | 左岸 固定点 1(0, 0) |
| | 4級基準点測量 | | | 右岸 固定点 2(100. 855, 0) |

第4節 沈下量測量

下表に示す観測点の沈下量を測定する。測定は4級水準測量とする。水準点は参考図に示すBM47及びKBM（蜂屋調整池）、BM10及びKBM（上飯田調整池）とする。観測回数は、蜂屋調整池・上飯田調整池ともに1回とする。

| 場所 | 内 容 | 点数 | 観測点 | 備 考 | 水準点 |
|--------|--------|-----|--------|-----------|---------------------------|
| 蜂屋調整池 | 表面沈下量 | 13点 | 沈 1～13 | L=0. 36km | BM47 EL. 139. 314m(左岸上部) |
| | 4級水準測量 | | | | KBM EL. 105. 990m(左岸下部) |
| 上飯田調整池 | 表面沈下量 | 5点 | 沈 1～5 | L=0. 18km | BM10 EL. 126. 448m(民家横) |
| | 4級水準測量 | | | | KBM EL. 140. 285m(余水吐構造物) |

第5節 経年変化の整理等

観測した水平変位量、沈下量と前回整理(2025年2月)以降の貯水位・漏水量・降水量・地下水位を過年度のデータに加えた、一覧表及びグラフを作成し、経年変化状況をとりまとめることとする。

— 以 上 —

数 量 總 括 表

業 務 名 蜂屋調整池外堤体変位観測業務

木曽川中下流用水総合管理所

数量総括表

| 業務名 | 蜂屋調整池外堤体変位観測業務 | | | | | 業種 項目 | 測量業務 基準点測量 |
|------------------------|------------------|----|--------|--------|------|----------------|---------------|
| 項目・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量(前回) | 数量(今回) | 数量増減 | 摘要 | |
| 基準点測量 | | 式 | | 1 | | | |
| 基準点測量 | | 式 | | 1 | | | |
| 4級基準点測量 | | 式 | | 1 | | | |
| 4級基準点測量 | 永久標識設置なし, 伐採含まない | 点 | | 15 | | 作業計画, 観測, 計算整理 | |
| 水準測量 | | 式 | | 1 | | | |
| 4級水準測量 | | 式 | | 1 | | | |
| 4級水準測量観測 (レベル等による) | | km | | 0.54 | | 作業計画, 観測, 計算整理 | |
| 共通 | | 式 | | 1 | | | |
| 共通 | | 式 | | 1 | | | |
| 打合せ等 | | 式 | | 1 | | | |
| 打合せ | | 式 | | 1 | | | |

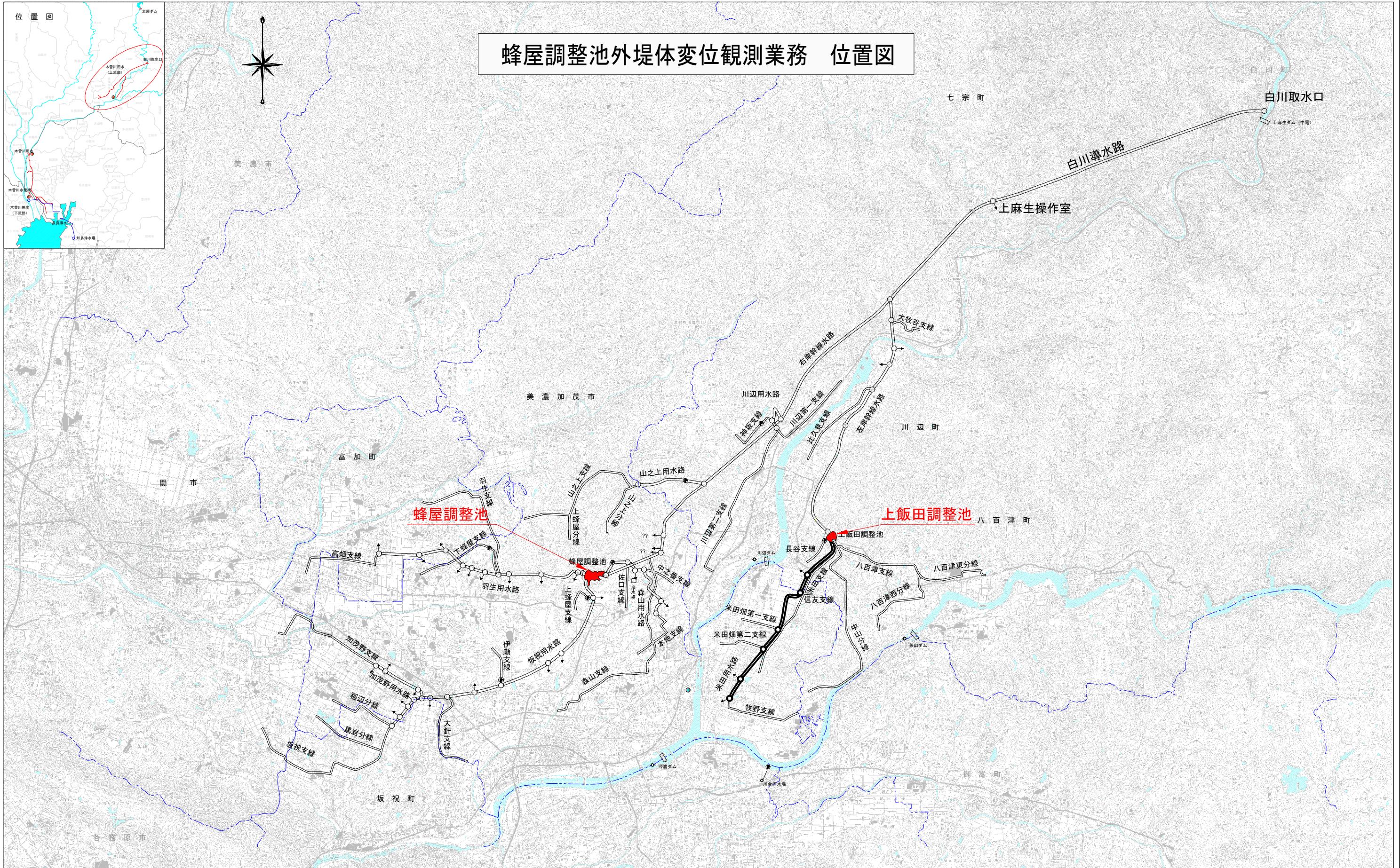
数量総括表

| 業務名 | 蜂屋調整池外堤体変位観測業務 | | | | 業種 項目 | 測量業務 直接経費 |
|--------------|----------------|----|--------|--------|----------|--------------|
| 項目・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量(前回) | 数量(今回) | 数量増減 | 摘要 |
| 直接経費 | | 式 | | 1 | | |
| 直接経費 | | 式 | | 1 | | |
| 旅費交通費 | | 式 | | 1 | | |
| 旅費 (率計上・宿泊無) | | 式 | | 1 | | |
| 電子成果品作成費 | | 式 | | 1 | | |
| 電子成果品作成費 | | 式 | | 1 | | |
| 直接測量費 | | 式 | | 1 | | |
| 間接測量費 | | 式 | | 1 | | |
| 諸経費 | | 式 | | 1 | | |
| 測量業務価格 | | 式 | | 1 | | |
| 消費税相当額 | | 式 | | 1 | | |

数量総括表

| 業務名 | 蜂屋調整池外堤体変位観測業務 | | | | 業種 項目 | 測量業務 測量業務費 |
|-------------|----------------|----|--------|--------|----------|---------------|
| 項目・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量(前回) | 数量(今回) | 数量増減 | 摘要 |
| 測量業務費 | | 式 | | 1 | | |
| | | | | | | |

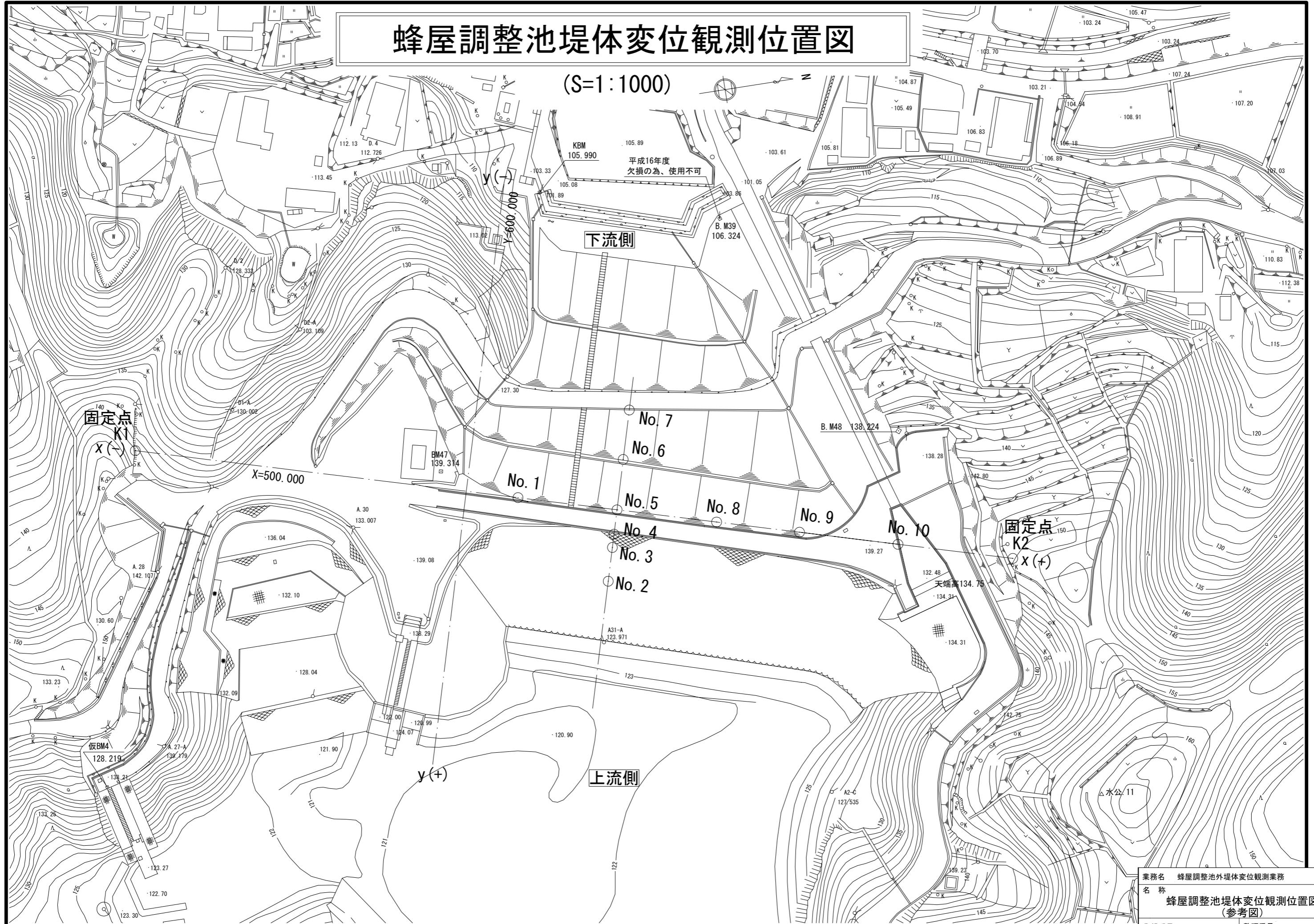
蜂屋調整池外堤体変位観測業務 位置図



| | | |
|---------------------------|----------------|------|
| 業務名 | 蜂屋調整池外堤体変位観測業務 | |
| 名称 | 位置図(参考図) | |
| | | |
| 登録番号 | 1 | 整理番号 |
| 独立行政法人水資源機構 木曾川中下流用水総合管理所 | | |

蜂屋調整池堤体変位観測位置図

(S=1:1000)



| | |
|------|-------------------------|
| 業務名 | 蜂屋調整池外堤体変位観測業務 |
| 名称 | 蜂屋調整池堤体変位観測位置図 (参考図) |
| 登録番号 | |
| 整理番号 | 2 |

蜂屋調整池沈下板位置図

(S=1:1000)

欠損の為、使用不可

下流

沈 1

上流側

業務名 蜂屋調整池外堤体変位観測業務

名 称 蜂屋調整池沈下板位置図
(参考図)

登録番号 整理番号

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流域用水総合管理所

上飯田調整池堤体変位観測位置図

(S=1:500)

固定点1

上流側

No.1

No.2

No.3

No.4

No.5

No.6

固定点2

As

KBM(H28設置)

140.285

As

128.04

T-20'

(139.91)

T-16

(127.86)

T-21

(147.35)

T-3

(142.66)

T-2

(141.65)

T-14

(134.33)

T-15

(125.41)

T-13

(141.78)

T-27

(134.85)

T-3-1

(134.82)

T-1

(141.65)

T-21

(147.35)

T-3

(142.66)

T-2

(141.65)

T-1

(141.65)

T-2

(141.65)

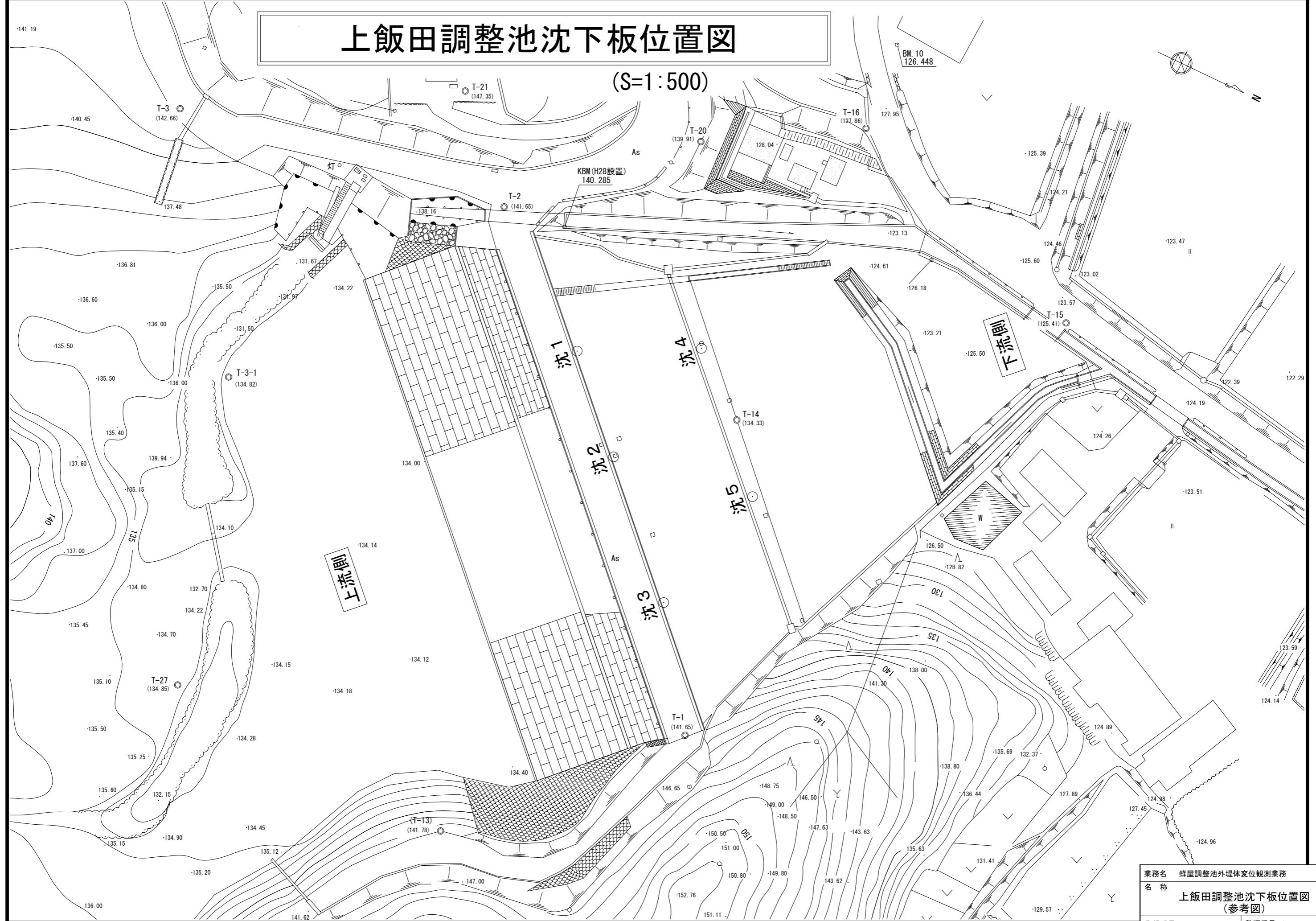
T-3

(142.66)

T-2

上飯田調整池沈下板位置図

(S=1:500)



| | |
|-------------|-----------------------|
| 業務名 | 蜂屋調整池外堤体変位観測業務 |
| 名 称 | 上飯田調整池沈下板位置図 (参考図) |
| 登録番号 | 整理番号 5 |
| 独立行政法人水資源機構 | 木曾川中下流用水総合 |

【見積参考資料】概略工程表

件名：蜂屋調整池外堤体変位観測業務

| | | | | | | | | | | | | | 備考 |
|------------------|-----|--|--|----|--|--|----|--|--|----|--|--|----|
| | 12月 | | | 1月 | | | 2月 | | | 3月 | | | |
| 準備工 | | | | | | | | | | | | | |
| 準備 | | | | | | | | | | | | | |
| 堤体変位量測量(4級基準点測量) | | | | | | | | | | | | | |
| 蜂屋調整池 | | | | | | | | | | | | | |
| 上飯田調整池 | | | | | | | | | | | | | |
| 沈下量測量(4級水準測量) | | | | | | | | | | | | | |
| 蜂屋調整池 | | | | | | | | | | | | | |
| 上飯田調整池 | | | | | | | | | | | | | |
| 報告書作成 | | | | | | | | | | | | | |
| 蜂屋調整池 | | | | | | | | | | | | | |
| 上飯田調整池 | | | | | | | | | | | | | |
| 後片付け | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

この「見積参考資料」は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、設計図書ではない。従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、業務内容等を充分考慮して、業務を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この業務の入札日までとする。また、「見積参考資料」は見積に資するための資料であるため、原則、質問は受け付けないものとする。

(案)

請　　書

1 件　　名　　蜂屋調整池外堤体変位観測業務

2 場　　所　　岐阜県美濃加茂市山之上町地内他

3 期　　間　　自 令和　　年　　月　　日

至 令和　　年　　月　　日

4 請負代金額　　¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥)

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和　　年　　月　　日

受　注　者

独立行政法人水資源機構分任契約職
木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したもの）をい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い、〔一宮〕簡易裁判所又は〔名古屋〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 経理課 担当者 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年1月21日に交付された(件名:蜂屋調整池外堤体変位観測業務)の
見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 |
|---|---|---|

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
 - ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

- 例)
 - ・同価格者が2者の場合

| 見積業者 | 見積額 | くじ用順位 | くじ用数値 | |
|-------|-----------|-------|-------|---------------------------------------|
| ○○工務店 | ¥500,000- | 0 | 123 | $123+4=127$ |
| □□工業 | ¥600,000- | | 999 | |
| △△組 | ¥500,000- | (1) | 4 | $127 \div 2\text{者}=63 \text{ 余り } 1$ |

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

- 例)
 - ・同価格者が3者の場合

| 見積業者 | 見積額 | くじ用順位 | くじ用数値 | |
|-------|-----------|-------|-------|---------------------------------------|
| ○○工務店 | ¥500,000- | 0 | 123 | $123+4+1=128$ |
| □□工業 | ¥600,000- | | 999 | |
| △△組 | ¥500,000- | 1 | 4 | $128 \div 3\text{者}=42 \text{ 余り } 2$ |
| ◎◎工業 | ¥500,000- | (2) | 1 | |

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。